

仕 様 書 案

1 件名

プラスチック使用製品廃棄物の再商品化業務委託（単価契約）

2 履行期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 処理品目

練馬区（以下「甲」という。）が回収し、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号。以下「法」という。）に定める分別基準および公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める引取り品質ガイドラインの基準に相当するよう選別、圧縮および梱包した「プラスチック容器包装」および「製品プラスチック」

甲が回収する品目

ア プラスチック容器包装

法第 33 条第 2 項第 1 号に規定するプラスチック容器包装廃棄物

イ 製品プラスチック

「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き（環境省）」に定めるもののうち、プラスチック素材 100% であるもの
 ベールの種別、寸法、重量および結束材

種別	寸法 (mm)	重量 (kg)	結束材
プラスチック容器包装・製品プラスチック	1,000 × 1,000 × 1,000	250 ~ 350	PPバンド・フィルム巻き

4 予定数量

プラスチック容器包装	2,384,000kg
製品プラスチック	1,194,000kg

予定数量は推計量であり、気象条件、社会的要因等により変動することも考えられるが、臨機に対応すること。

5 委託内容

運搬

受託者（以下「乙」という。）は、運搬車両を別途区が指定する中間処理施設（練馬区からの走行距離が、往復で約45km圏内の位置に所在する施設）まで配車して、3ののべールを乙所有の再生処理施設まで運搬すること。なお、引取りの車両は10トン車1台程度とし、引渡しの日時等は事前に甲乙協議の上、決定する。

計量

乙所有の施設にてべールを車両ごとに計量し、計量の結果および搬入日時を明示した伝票を作成すること。

再商品化

ア 乙所有の施設にて、搬入したプラスチック容器包装および製品プラスチックを材料リサイクルにより再商品化すること。なお、材料リサイクルできなかった不適物についても、可能な限り別手法による再商品化を行い、再商品化できなかったものについては、適切に処理すること。

イ 再商品化に当たっては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き」（以下「認定申請の手引き」という。）による品質基準（収率基準および再商品化製品の品質基準）を満たすこと。

なお、当該基準を満たすことができない場合は、その要因の詳細を甲に報告すること。

その他

ア 実施状況の現地確認への協力

本業務が適正に実施されていることを確認するために、甲が1年に1回以上実施する現地確認に立ち会うとともに、帳簿、書類その他の物件の検査に協力すること。

イ 品質調査（組成調査）の実施

認定申請の手引きに定める方法により、甲および公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の立会いのもと、処理品目の品質検査（組成調査）を実施すること。

ウ 再商品化製品の品質検査

認定申請の手引きに定める再商品化製品の品質検査について、乙が専門の測定機関に委託することで実施し、その結果を甲に報告すること。

6 報告

日次報告

搬入日の翌営業日までに計量結果を甲に報告すること。

月次報告

別に甲が定める日までに、認定申請の手引きに定める方法により甲に必要な報告を行うこと。

7 契約単価

プラスチック容器包装

搬入されたプラスチック容器包装 1 kg当たりの処理費用(税抜)を契約単価とする。

製品プラスチック

搬入された製品プラスチック 1 kg当たりの処理費用 (税抜) を契約単価とする。

8 支払方法

プラスチック容器包装に係る費用

ア 甲は、小規模事業者負担分 (予定数量から特定事業者責任比率に係る量を除いたものをいう。) に係る費用を支払うものとし、乙は、特定事業者分に係る費用は、別途、乙と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が締結する契約に基づき、同協会から支払いを受けるものとする。

イ 小規模事業者負担分の費用は月払いとし、5の委託内容および6の の月次報告の内容についての検査合格後、月ごとの処理費用を合算した額 (税込) を適法な請求書を受領してから速やかに支払うものとする。

製品プラスチックに係る費用

月払いとし、5の委託内容および6の の月次報告の内容についての検査合格後、月ごとの処理費用を合算した額 (税込) を適法な請求書を受領してから速やかに支払うものとする。

9 その他

本業務の履行に際しては、別紙 1 「区の回収等事業委託に関する遵守事項」を遵守すること。

本件の履行に当たって引き渡すプラスチック容器包装および製品プラスチックの所有権は、引き渡された時点で甲から乙に移転するものとする。

契約単価、支払金額の算定方法については、別紙2「単価契約に係る特記仕様書」を参照すること。

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

10 担当

練馬区環境部清掃リサイクル課リサイクル推進係 中澤・池田・川久保

電話：03-5984-1097（直通） FAX：03-5984-1227

区の回収等事業委託に関する遵守事項

練馬区（以下「甲」という。）から回収等事業委託を受けた受託者（以下「乙」という。）は、契約書、仕様書等に定めのない事項について、本遵守事項に従い契約を履行しなければならない。

（基本事項）

第1 乙は、この契約の履行にあたって、甲の事業委託であることを認識し、甲の信頼を失墜させることのないよう取り組まなければならない。

（法令遵守）

第2 乙は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の関係法令を遵守すること。

（環境保護）

第3 乙は、練馬区環境方針を踏まえ、環境関連法令の遵守とともに、環境負荷の低減に努めること。

2 乙は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年12月東京都条例第215号）に適合した車両を使用すること。

3 乙は、使用する車両の自動車検査証の写しを事前に甲に提出すること。

（事業実施）

第4 乙は、つぎの各号に掲げる事項に留意し事業を実施すること。

- (1) ユニフォームなど適正で清潔な作業着を着用し、区民に疑義・不快の念を持たれるような服装をしないこと。
- (2) くわえ煙草をして作業をしないこと。
- (3) 乱暴な作業をしないこと。
- (4) 区民等に対して乱暴な言動をしないこと。
- (5) 不要な騒音を出さないようにすること。
- (6) 地域住民・事業所の活動の妨げにならないようにすること。
- (7) 適切な感染予防対策をとること。

（品質保持）

第5 乙は、事業実施時の回収品等の取り扱いについて、資源としての価値を損ねないように十分注意すること。

2 乙は、事業実施の過程で発生する残渣については適正に処理すること。

3 乙は、事業実施に回収品等の資源化も含む場合は、甲に対して資源化ルートを報告すること。

（安全対策）

第6 乙は、事業実施時につぎの各号に掲げる安全確保に努め、対策を徹底すること。

- (1) 回収物の散逸や落下等を防止するための措置を講ずる等、交通安全対策には細心の注意を払い事故のないように努めること。
 - (2) 区民に対する安全確保に留意すること。
 - (3) 従事者に対し、感染予防対策を含め、安全衛生の指導管理を徹底させること。
- 2 甲は必要があると認めるときは、免許証携帯およびアルコールチェックの管理簿の提出を乙に求めることができる。

（事故対応）

第7 乙は、事業実施時に事故が発生した場合は、直ちに作業を中止し、人身、対物、過失の有無および被害の大小を問わず、速やかに甲および関係機関に事故の一報をすること。

2 乙は、事故の発生日時、場所、事業者名・従事者氏名、相手方氏名・住所・連絡先、事故内容および対応状況を甲に文書で提出すること。

3 乙は、誠意をもって事故の対応を行うこと。

4 乙は、事故処理が終了した場合には、甲にその報告を行うこと。

(その他対応事項)

第8 乙は、積雪などの天候不順時にも作業が遂行できるようにしておくこと。ただし、通常作業が困難な場合は、速やかに甲に連絡し、甲からの指示を受けること。

2 乙は、自然災害などが発生した場合は、甲からの指示に対応できるよう、緊急体制を取っておくこと。

3 乙は、事業実施に支障をきたす事象が発生した場合は、速やかに甲に報告し、協議のうえ、適切な対応を図ること。

4 乙は、事業実施における回収漏れ等の過失が判明した場合は、甲に速やかに報告するとともに、遅滞なく回収を行うなどの対応を行うこと。

5 乙は、事業実施時において住民から苦情・要望等があった場合は、速やかに甲にその要旨を報告すること。

(計量)

第9 乙は、事業実施に回収品等の計量を伴う場合は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定および定期検査に合格した電気抵抗線式はかり（台貫）を使用すること。ただし、乙が事前に甲に協議し、甲が認めた場合は、この限りでない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の検定および検査合格証明書等の写しの提出を乙に求めることができる。

(立入り)

第10 乙は、回収事業等に関して甲が行う立入り、調査等について積極的に協力をしなければならない。

(違背)

第11 乙は、契約書、仕様書および本遵守事項（以下「指定事項」という。）に違背した場合、甲の求める改善指示に応じなければならない。

2 乙は、指定事項に関する重度な違背を行った場合または二回にわたって甲の改善指示に違背した場合は、つぎの各号に掲げる対応をとらなければならない。

(1) 違背した理由を文書により報告および説明すること。

(2) 即時に改善等の対応をすること。

(3) 指定事項および甲の改善指示に沿った改善策を示すこと。

3 甲は、乙が指定事項に違背した場合は、乙に対して配車変更等を一定期間指示することができる。

(その他)

第12 事業実施にあたり乙が行った投資について甲は責任を負わない。

2 本遵守事項に定めのない事項は、甲および乙が協議のうえ、決定する。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくること、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

- 1 率先して環境への負荷を減らします。
 - (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
 - (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
 - (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

- 2 みどりと共生できる生活都市を推進します。
 - (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
 - (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
 - (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

- 3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。
 - (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
 - (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
 - (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

単価契約に係る特記仕様書

1 契約単価

契約単価は、別紙内訳書記載の単価（消費税を含まない単価）に100分の110を乗じて得た金額とし、単価個々の消費税相当の表示は行わないものとする。

2 支払金額の算定方法

支払金額は、消費税を含まない単価で計算した金額に消費税相当額（10%）を加算した額とする。

この支払い金額に端数が生じた場合は、1円未満の金額を切り捨てる。